

平成26年度土木局所管の土木工事 に係る検査等の基本方針について

土 木 局
(技術企画課)

1 専任職員による工事検査の実施

検査の透明性を確保し、工事の評価をより公平・客観的に行うため、原則として「検査専任職員による工事検査」を実施する。

- 請負代金額1億円以上の工事（但し、広島港湾振興事務所にあつては1億5千万円以上）の完成検査及び中間検査は技術企画課の参事（工事検査担当）が実施する。
- 請負代金額1億円未満の工事（但し、広島港湾振興事務所にあつては1億5千万円未満）の完成検査及び中間検査は、各建設事務所（支所）又は広島港湾振興事務所の参事（工事検査担当）が実施する。
- 工事内容等から必要と判断された場合は、請負代金額にかかわらず技術企画課の参事（工事検査担当）が検査を行うこととする。

2 適正な施工体制の確認

- 監理（主任）技術者の専任及び施工体制等の違反に対し、措置請求がなされている間は、中間及び完成検査は実施しないこととする。
- 検査を実施中に、監理（主任）技術者の専任及び施工体制等の違反が確認された場合には、直ちに検査を中止するとともに、施工業者に対して改善の為の措置請求を行うこととする。

3 品質確保のための検査体制の強化

次のいずれかに該当する工事にあつては、契約の適正な履行の確保及び工事目的物の品質の確保を図ることを目的として、複数の参事（工事検査担当）での、中間検査及び完成検査を試行する。

- ・ 請負代金額5億円以上の工事
- ・ 低入札価格調査制度事務取扱要綱の第7条第1項に定められた「低入札価格調査」を行い、契約した工事

4 検査の透明性の向上

- 公共工事の透明性と信頼性を確保することを目的に、検査及び成績評定に関する要領、工事成績評定点の公表[※]を行うこととする。

※) 公表の内容

土木局所管の請負代金額 500 万円以上の土木工事を対象として、各工事の工事成績評定点、平均値、最大値及び最低値等を閲覧により公表します。

- 工事成績評定についての問合せ等に対しては、適宜、工事成績評定審査会に諮り適切な対応を行うこととする。